

第 8 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成 17 年 6 月 4 日（土）

午後 3 時 15 分～午後 4 時 20 分

場所：田子町中央公民館

司 会： 委員の皆様お揃いになりまして、定刻となりましたので、それではただ今から第 8 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催いたします。

会議に先立ちまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、委員の皆様事前に送付させていただきました、次第及び資料 1～資料 3 までの他に、本日お手元に平成 17 年度の当協議会の開催計画を配布してございます。今回、年度内の開催計画を作成いたしましたが、今後の協議会は特別の事情がない限り、基本的にこの日程で開催してまいりますので、ご協力方、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、資料等につきまして過不足などございましたらお知らせ下さるようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

司 会： 本日は 14 名の委員の皆様にご出席いただいております。なお、田子町長の中村委員につきましては、本日ご都合により出席することができないということで、相木田子町収入役にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、青森県出納長よりご挨拶申し上げます。

長谷川出納長： 青森県出納長の長谷川でございます。

推進協議会の開会にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方には、非常にご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございました。心からお礼申し上げます。

視察後でお疲れとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、最初に、県境不法投棄事案における原状回復対策について、最近の動きをご紹介申し上げたいと思います。

まず、廃棄物の撤去についてであります。ご承知のとおり、昨年 12 月より一次撤去を開始しましたが、昨年度は約 11,300 トンを青森市内の中間処理施設において処理をいたしました。今年度も昨年に引き続き周辺環境への影響のない一時仮置場及び中間処理場の産業廃棄物を撤去することとしておりまして、青森市内の中間処理施設に加え、5 月 16 日からは新たに八戸市内の

中間処理施設においても処理を行っているところでございます。八戸市内の中間処理施設での処理につきましては、4月に施設周辺住民の皆様を対象とした説明会を開催いたしました。さらに、撤去の試行を行い、安全を確認した上で処理を開始したところでございます。今後とも引き続き情報公開に努めながら、安全を第一として作業を進めてまいります。

一方、汚染拡散防止対策工事につきましては、先ほどご覧いただきました浸出水処理施設、浸出水貯留池、そして防災調整池が先月末で完成し、稼働を開始しております。また、今月より遮水壁工事に着手することとしておりまして、昨日この入札を行ったところでございます。

また、環境モニタリングにつきましては、本協議会でご検討いただいた内容を踏まえて、今年度も引き続き実施していくこととしております。

以上、最近の状況について簡単にお話ししましたが、本日は今年度の環境モニタリング計画、それから一次撤去マニュアルの修正等についてご報告申し上げます。今後の原状回復対策について忌憚のないご意見・ご指導を賜りたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

司 会： どうもありがとうございました。

それでは議事に移らせていただきますが、以後の議事進行につきましては協議会設置要領第4第4項の規定により、古市会長にお願いをしたいと思います。どうぞ会長席の方をお願いいたします。

古市会長： 皆様ご苦労様でございます。

今日は6月の衣替えということで、クール・ビズということでノーネクタイでちょっと皆様に失礼させていただいております。

今日、浸出水の処理施設を視察させていただきました。時間があまりないということで、ご質問等、コメント等は今日のこの議題の中の「その他」で御意見等を承りたいと考えております。

議題としましては、報告事項が三つございます。これを効率的にさせていただきまして、今3時15分になっていきますけれども、遅くとも4時20分、1時間ちょっとで終わりたいと思っております。後が押しておりますので、その辺の時間配分等を考えながら進めていきたいというふうに考えてございます。

先ほど出納長の方から最近の青森県の工事等、撤去状況等についてご報告いただきました。もう緊急課題としての浸出水、雨水等の侵入しないような表面遮水だとか仮設浄化プラントだとか、今度本格的な水処理施設ということで、的確に予定どおりその工事が進められてございます。

今月から遮水壁の工事を施工する会社も決まって、これから始められるとい

うことでございます。

と言うことで、汚染の拡がりということが防止されるようになってくるわけなのですけれども、それに伴って本格的にこれからその中の廃棄物をどう撤去するかという、一番重要な問題にこれから入っていくこととなります。

それで、皆様ご存じのように、不法投棄されたその現場の廃棄物がなくなればいいという、そのお話だけでいいのかという問題提起もございまして、その撤去した物を分別をして前処理して、それからリスクを下げた上で搬出するわけなんですけれども、その流れを考えますと、それはどこかに持って行って処理するわけですね。処理することによって安全になり、またそれがリサイクルもされるわけです。そうしますと、1ヶ所だけが良くなってもそれが最終的にどうなるかという物流的なところもしっかり押さえてないとそれは片手落ちになるだろうと。ですから、それはこの県の、青森県の中における廃棄物処理計画というものをしっかり立てていただかないとこの問題というのは本質的な解決にいかないだろうと。

ということは、その途中での処理施設をどこにどう設置するかということもこの県の大きなお仕事であろうと考えます。

ですから、この特別なことではあるのですが、それを日常的な廃棄物処理の中に、適正な処理の中に組み込んでいかないとこれの本質的な解決というのはないと考えますので、皆様もその辺のところを考えながらしっかりご議論いただけたらと思います。

では座って進めさせていただきます。

それでは早速ですが、報告事項、これ3件とも続けてやっていただくんですね。

はい。よろしく願いいたします。

鎌田対策監： それでは資料1、2を、私、対策監をしております鎌田でございます、私の方から説明させていただきます。

まず、資料1の「平成17年度 環境モニタリング計画について」でございますが、これについては概要について前回の協議会で説明をしております。今回は平成17年度のモニタリングの、いわゆる基本方針と具体的な計画内容をお示しましたので、それを説明したいと思います。

(1)の調査地点でございますが、ア-2、それからア-4、それからア-16につきましては、これは浸出水の処理施設の稼働に伴って廃止、あるいは再開ということで変更をさせていただいております。それからア-30については、これは仮設プラント、これは今月いっぱい動きますので、稼働が停止したことによって廃止されるという予定にしております。それからア-32、こ

これは新しい水道水源、旧の水道水源と区別して、新しい水道水源の方でございますけれども、これは平成16年度では環境モニタリング計画の中には組み込んでおりませんで、別立てで観測をずっとやってきました。今年度からはこの環境モニタリング計画の中に取り組み定期的にモニタリング調査を行っていきたく。回数は3回行いますけれども、そのうち水道の水源でございますので、水道水質項目を1回は調査して、それで町の方の水道水質管理を補完するということをやっていきたくと考えております。

それから(2)の調査回数でございますけれども、これについては前にも簡単な話はしたのですが、具体的に、一つとして、排水基準と環境基準、これを超過したことがある項目、あるいは基準値に近い値でずっと継続して検出されている項目、この一番表の上の鉛と砒素でございますけれども、これについては年6回調査するという回数を増やしていきたく。それから2番目で、ジクロロメタンとベンゼンとホウ素、これは基準値を超えて検出されている項目ですが、これについては毎月検査をします。その他に、1,2ジクロロエタンとかシス-1,2ジクロロエチレン、テトラクロロエチレンの三つがございますけれども、これについては基準値を超えたことがある項目でございます。ただ、この項目は、上のジクロロメタンと一緒に一括で分析が出来ますので、この3項目も毎月検査していこうと。そしてその推移を見て原因を究明していきたくと考えております。

それから、三つ目の段ですけれども、電気伝導度、塩化物イオン、これはいわゆる、前から申し上げておりますように汚染指標物質となりますので、これについては12回、毎月検査を原則として進めていきたくと考えております。

以上が回数を増やす項目でございます。

逆に減らそうと考えているのは、廃棄物から溶出されたことはあるけれども、水質モニタリング、いわゆる水質からは検出されていないこの六つのカドミウム、全シアン、総水銀、PCB、シマジン、チオベンカルブ、この最後のシマジン、チオベンカルブは農薬でございますけれども、この6項目については回数を減らしていきたく。これは水質モニタリングでほとんど不検出、いわゆる検出限界以下という形で出てきておりますので減らしていきたく。それから、廃棄物からも水質モニタリングからも出てきていない一番下の六価クロムについては、これはもう項目を検査する必要がないのではないかと考えまして、廃止ということで考えております。

次の3ページに、今年度の水質の測定地点、それから項目と回数を一覧表にまとめてみましたので、これが平成17年度の計画でございます。

そして4ページ、5ページには、現場周辺の水質モニタリングの位置と、次の5ページには現場内のモニタリングの位置を示しております。

次の2ページに戻っていただきたいと思います。2ページはその他のモニタリング項目として、大気汚染項目、それから有害大気汚染物質項目、それから騒音振動、これについては今までどおり、従来の場所で従来の回数でやっていきたい。そしてデータを積み重ねていって、いろんな対策を講じていきたいと考えております。前回もご説明しましたけれども、ほとんど影響が出ていないというところでございます。

資料の1につきましては以上でございます。

次に、資料の2に移ります。

実は、この資料2については遮水壁による遮水効果のモニタリングということで、これは前の協議会で、遮水壁による効果、これを監視する体制をちゃんと整備すべきではないのかと。要するに、せっかく造ったはいいけれども、漏れていては何もならないじゃないかということで、そういう監視する体制という意見がございました。それを受けて検討した結果でございますけれども、遮水壁の外と内で漏れていないかどうかというものをやればよろしいのでしょうかけれども、場内というのはこれから撤去作業に入りますと、どうしても廃棄物の撤去ということで場内の形状が変化し、あるいは設置している井戸も無くなるということが考えられます。それに伴って、場内と場外を比較するという事は非常に難しい、継続的にやっていくということは難しい問題が残るのではないだろうかということで、平成15年度に、下の方に現場内の図面がありますけれども、グリーンのところ、ア-9と10があります。このア-9と10の遮水壁の効果を検査するという目的で井戸を設置しております。平成16年度も4回監視していて、データの蓄積があります。こういうことで、特に塩化物イオンとか電気伝導度を毎月検査することによって、その水質の変化を見ることによってその効果を把握できるものではないだろうか、できるのではないだろうか。その他の項目については年に2回とか6回という具合に検査しながらその変化を見ていけば、漏れているかどうかということが分かるのではないだろうかと考えまして、当分の間はこの方法で監視してみてもどうかと考えております。参考として、例えば、今残っている井戸がありますので、その地下水、あるいはこれから浸出水をピットで貯めますけれども、原水、浸出水の原水水質と比較することによって一つの評価が出てくるのではないだろうかと考えておりますが、基本的には当分の間ア-9とア-10の井戸で監視していきたいと考えております。

資料1、2については私の方から以上でございます。

石川副参事： 続きまして、報告事項の3、廃棄物一次撤去マニュアルの修正についてご説明いたします。

私は、県境再生対策室で環境再生計画担当の石川と申します。よろしくお願
いします。それでは座って説明させていただきます。

資料の3、二枚物の資料でございます。

「廃棄物一次撤去マニュアルの修正について」でございます。

平成17年度、今年度から新たに八戸セメント県境再生共同企業体、実はこ
れは中間処理業者であります八戸セメント株式会社というところと、収集運搬
業者、いわゆるトラックの業者とジョイントベンチャーを組ませまして、要は、
収集運搬と処理を一体の会社でやらしてもらおうということで、ジョイントベン
チャーと県が契約をするという形態を今年度から採っております。このジョ
イントベンチャーによる県境不法投棄産業廃棄物の処理を開始するに当たりま
して、廃棄物一次撤去マニュアルの改正を行うことといたしました。

この一次撤去マニュアルにつきましては、先の協議会、2月の協議会で修正
の骨子案をご報告させていただきました。それに基づきまして作成したマニ
ュアル案というものを作りまして、去る4月25日と26日に八戸セメント株式
会社までの運搬、廃棄物処理の試行を行ったところでございます。

その結果、選別・積み込み・運搬・保管・処理、一連の工程が安全かつ円滑
に行われ問題がないということが確認されたところでございます。この結果を
踏まえまして、マニュアルを以下のとおり修正するとともに、去る5月16日
から八戸セメントへの本格搬入を開始いたしました。

ちなみに、今年度に入ってから撤去の実績でございますけれども、5月末
現在で、2ヶ月分ですが、約7,700トンの処理となっております。うち、
八戸セメント、新しい八戸セメント分の処理は約740トン余り。始まって1
0日ちょっとぐらいしか経っていませんので、5月末現在ですと、という状況
になってございます。

続けますが、今回のマニュアルの修正につきましては要因ごとに大きく三つ
に分けられます。

まず第一番目として、再三申し上げているとおり、八戸セメント県境再生共
同企業体、八戸セメントを中心とするジョイントベンチャーによる処理の開始
でございます。これまで青森市内でのみ行っていた処理に加えまして、八戸セ
メント県境再生共同企業体による廃棄物処理が開始されたことから、次のとお
りマニュアルの追加を行いました。

まず第一点目といたしまして、八戸市行きのルート、八戸セメントまでのル
ートを記載し、ルート図を掲載いたしてございます。

第二点目といたしましては、八戸への場外搬出ルートの報告に係る定点ポイ
ントを追加いたしてございます。定点ポイントと申し上げますのは、県では運
行状況を管理するために、マニュアルに定点ポイントというところを定めてご

ざいまして、ある地点を定めて、通過状況を確認する体制を取ってございます。これが八戸セメントへのルートの新設に伴いまして追加されたという改正内容でございます。

三点目といたしまして、八戸セメント株式会社への搬出に対応いたしまして、廃棄物運搬タイムテーブル例というのを改正いたしてございます。このタイムテーブル例と言いますのは、1日約20台を超えるトラックが撤去に立ち会っているわけございまして、これを3、4台のグループ走行させるための、まあ言ってみれば時間割といったようなものでございます。これに八戸セメントに向かうグループが追加になり、それに伴って時間割を直したという改正内容でございます。

四点目といたしまして、運搬時間につきまして原則9時以降となっていたのを8時30分以降に変更いたしてございます。これまで国道104号の運搬車両の通行につきましては登校時間を避けるという意味から9時以降としてございました。ただ、八戸セメントが増えるということで、トラックの台数が増えたということもあり、地元田子町からご要望もありましたものですから、調整の上、登校時間に影響のない範囲で開始時間を8時半以降という形に早めたところでございます。

以上、主なものとして四つ、これが八戸セメント関係の改正でございます。

それから第二の要因といたしまして挙げられるのが、選別ヤードの設置に伴う選別工程の追加、これもマニュアルを修正してございます。掘削・積み込み工程の間に選別ヤードという選別工程を追加したことに伴いまして、これも次のとおりマニュアルの内容を改正いたしてございます。

選別ヤードにつきまして、若干ご説明申し上げますけれども、撤去作業の効率化を図るために処理施設に搬入する廃棄物の粒径、大きさ、40ミリアンダー、100ミリアンダー、それ以上という形で三つに分けてございますけれども、粒径を揃えたり、あるいは生石灰を混合いたしまして廃棄物の水分調整、簡単に言いますと水分を減らすということでございますが、水分調整のための施設でございまして、今年の3月中旬より本格的に稼働しているものでございます。こういうものに対応いたしましてマニュアルの修正の必要が生じてございます。

まず第一点目でございますが、全体の施設配置図、図面の関係でございますが、それに全て選別ヤードというものを記載してございます。きちんと図面に落としたという改正内容でございます。

二点目でございますが、積み込み工程の項目に選別処理の目的や管理など、作業手順を記載したということでございます。

以上が選別ヤード設置に伴う選別工程の追加でございます。

それからその他の要因、第三としてその他の修正でございます。

まず、いろいろ細かくありますけれども、青森県でも市町村合併がいろいろ進展してございます。このことに伴いまして、関係市町村名の整理と関係機関の名称の修正を行ってございます。例えば、八戸市と南郷村が合併いたしましたして新八戸市というところになったり、七戸町と天間林村が一緒になって新七戸町になったりということがございますので、そこは字句を整理してございます。

もう一点が、廃棄物処理法が改正されましたことから、車両表示、あるいはマニュアルと許可証の写しの携帯、こういう新たな義務づけが発生いたしましたので、その項目も漏らさず追加をいたしてございます。

1 ページ目の説明は以上でございます。

2 ページ目をお願いいたします。これも重複するんですけども、前のページではマニュアル修正の要因ごとに修正のポイントをかいつまんでご説明させていただきました。このページでは、マニュアルのページ順、先頭ページから順にそれらの修正箇所を多少詳しく記載したものでございます。説明は重複いたしますので省略させていただきます。

説明は以上ですが、最後に、修正後のマニュアルにつきましては、本日の協議会の場で配布すると、先に委員の皆様方にはご連絡差し上げていたところですが、実際、かなりのページ数になりますことから、協議会終了後きちんとファイリングさせていただきまして、委員の皆様には郵送させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

あと、事業の進捗に伴いまして、このマニュアルの修正ということが今後度々生じることになると考えられますけれども、次回からは修正箇所のかかるページのみを送付したいと考えてございます。委員の皆様には大変お手数なのですが、適宜ファイリングして、これから郵送いたします一次撤去マニュアルにつきましてページごとに差し替えていただければと考えてございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

県からの説明は以上でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。

以上で資料1、2、3について続けてご説明いただきました。時間がトータルで15分ぐらいございますので、順番にご質問等あるかと思っておりますので。

資料1につきまして、環境モニタリング計画、本年度の、これにつきまして、以上の説明につきまして何かご質問等ございますでしょうか。

はい、柳田さん、お願いします。

柳田委員： 2点ほどお聞きしたいと思います。

まず一つは、現場内の大気汚染というのが調査されているのかいないのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、これは田子の住民の方が言われている、ある会合で言われたことですが、いわゆるトラックが、積み込んだ大きなトラックが3台ぐらいで隊列を組んで運搬しているわけだけれども、センターラインを反対側にはみ出て運転されているところがあると。大変そこに遭遇した方々が恐怖を感じたと。そういうことで、これは運搬業者に県の方からご指導願いたいと、そう思っております。

以上、2点。

それと、先ほど見学させていただいた施設、大変立派なものを造っていただいて、今後消費者の方々に見学をさせていただいて理解をしてもらえらるすばらしい施設だなど、そういうことで大変感謝を申し上げたいと思っております。

以上でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。

3点目は感謝ということで、1点目、現場内で大気汚染。一部敷地内、南と西をやられていますけれども、その辺の状況についてどうなっていますかというのと、これはお願いということで、トラック輸送しているのがセンターラインを超えてちょっと危険だと、こういう実態があるのかどうか、それでもしそうならばちょっとご注意いただきたいというお願いですが、以上2点、よろしくをお願いします。

鎌田対策監： それではまず敷地内の大気汚染についての調査ですけれども、まず一つは、定期的にやっているのは先ほど説明しましたように2ページに書いてある3番です。有害大気汚染物質。これは積み込み作業をする時、掘削・積み込み作業の時に敷地境界でこういう揮発性の有機物質が出ていないかどうかということ調査しております。今までのところ問題ないということが出ております。それからいろいろあそこでガスが発生する可能性がありますので、作業環境についての調査というのを毎日マニュアルに基づいて事業者の方で測定し、そして安全性を確認しながら作業に入っているということでございます。

神副参事： センターラインのお話が出たわけですけれども、直線の部分ですれ違う時にセンターラインを超えているのかという部分と、もう一つ、カーブのところ、大きい車なものですから内輪差、外輪差の関係で大きく膨らんで曲がる時に、たまたま来た直進車両から見てはみ出していると感じるというふうなことが考えられるわけですし、いずれにしても一般車両の通行を優先するというこ

とはもちろん大原則でございます。

それと、工程会議ということで、運搬業者の方を毎週1回集めてお話ししているわけですが、その際におきましても制限速度の厳守はもちろん、制限速度の中でも特に見通しが悪いとか住家の連たん部であるとか、そういうところは安全を確保できるまでに減速して走るということは十分徹底させております。また、実際の運行状況を確認するために追走ということで運搬車両について歩いたりと言うこともしております。今、柳田委員がおっしゃったことについても5月に既に工程会議で業者の方に指示しているところでございます。

以上でございます。

古市会長： それにつきましてはもう確認されているわけですね。そういう事例があったということ。

そういう事例は無かった？今の柳田さんのお話ではそういう事例があるからご注意いただきたいというお話です。

神副参事： 私どもの方ではそういう声がありましたよということで、工程会議で話しています。どこの会社の何という運転手ということまでの追求はいたしておりません。

古市会長： 運搬業者の方には注意を喚起したということですね。

柳田さん、それでよろしいですか。

はい、ありがとうございました。

他に、資料1につきましていかがでしょうか。

はい、大久保委員、お願いします。

大久保委員： 水質モニタリングについては、調査地点、調査回数等について16年度の結果に基づいて変更をしたということについて評価したいと思っております。調査地点、ア-32新水道水源調査を水質モニタリングに位置付けるということも、これは非常にいいことだなと思っております。今の説明の中で、町の検査を補完すると説明されましたので、町も当然水質検査をしますし、県もこのモニタリング調査をしたいと思います。どちらも多分年1回ずつだと思いますけれども、年1回続けてやるのではなくて、協議をして半年に1回ずつやるようなやり方を取っていただきたい。そういうふうに思います。

以上です。

古市会長： はい、ありがとうございました。

コメントということで、その辺よろしくまたお願いします。

はい、工藤委員、お願いします。

工藤委員： ただ今、水処理施設を見学させていただきましたけれども、非常にすばらしいできだと感じました。これで、やはり八戸水域と言うんですか、その沿線の皆さん方も安心できるのではないかと、こういうことでございます。

それから、私が質問したいのは環境モニタリングで、今、上郷地区だけの環境モニタリングですよね、現場以外はね。ただ、あそこはちょうど真下になっているんですが、むしろ風下ということで田子町あたりも1ヶ所ぐらい必要じゃないのかなと、撤去作業に入っているいろいろなのが出てきた場合にね、やはりその辺の調査もできたらした方がいいのかなという感じはしたんですが、あくまでも素人考えです。

それからもう一つ、運搬に関することなんですが、廃棄物を運搬する場合に、今度は八戸セメントの共同企業体ですか、ここで処理するということなんですが、これで特措法の期限内で、2社で撤去できるものかどうかということですよ。できなければ何かまた別の方法も考えないと、特措法の期限内にできるようにしないといけないのじゃないのかなと、そういう感じはしましたので、その辺お願いいたします。

古市会長： 1点目は、大気汚染の観測地点をもう1点ぐらい増やせる可能性はないかということと、2点目は、RERと八戸セメント2社だけで特措法の10年の間にできるのかと、その辺の計画はどうなっていますかというご質問ですね。

お答え、よろしくをお願いいたします。

鎌田対策監： まず第一点の大気汚染の方ですけれども、敷地境界線で今測っているわけです。そちらの方で今問題がないという状況で今進んでおりますので、もしもその辺で濃度が深く掘っていくことによって濃くなってきたとか何とかということで、いわゆる敷地境界外、ずっと外の方の影響も考えるようになったら測定地点の増加というものも検討していきたいと考えております。

古市会長： 2点目はどうなりますか。

鎌田対策監： 2点目のことについても、これはいずれにしても特措法の24年度までに、知事も約束をして、青森県としても全量撤去を基本とするということを再三言ってきておりますので、約束は守っていききたいと、いかなければならないと、それが我々の義務だと思っております。

古市会長： そういう視野の中でいろいろ考えておられるということですね。

はい、ありがとうございました。

次、資料2に移りたいと思います。今度は遮水効果のモニタリングについて、何かご質問ございますでしょうか。

はい、西垣先生、お願いします。

西垣委員： 遮水壁の止水性の効果の監視のことですが、今回、水質でモニタリングをされようとされているのですが、水質でしたら、私、だいぶ時間遅れがあると思いますので、一度ぐるりが閉鎖し終わった時点で今の廃棄物が不法投棄されている場所と、今回のア - 9とかア - 10のところの水位も考えていただいて、上の方で擾乱があった場合に下流にどういうふうな反応がするかどうかということで、私達実際建設現場なんかでこういう止水壁ができた場合に外と中での反応の違いから真ん中よく効いていますよというふうな評価の方がもっと早く止水壁がきちっともう漏水させないような状況になっているのが分かりやすいと思いますので。その後、ここに出されてますような水質の検査というのは当然やっていただきたいですけども、その前に止水壁が完璧につながって止水しているかどうかということの、水圧で調査はできないかなと、上流側で水位を少し下げると下流がどうなるかとか、雨が降った時にどういう反応の仕方をしているかという形でも比較していただければと思います。

古市会長： はい、ありがとうございました。

今、西垣先生の方から水質ではなくレスポンスの早い水量の方ですね、水位で測ってみるとか、水圧の変化で見るとかということなんですが、これはもっともなことだと思うのですが、その辺何かお考えございますか。

大日向副参事： それでは私の方からお答えします。

先ほど、うちの鎌田が答えたのはあくまでもモニタリングでの関係で、こういう効果も見ていくという話をしております。ただ、今、西垣先生が言われたとおり、遮水、壁の透水係数がどうなる、通過していないのか、それらのものにつきましては今後五つの会社、JVができましたので、そちらの方とまさしく上下流にボーリングしながら、そういった確認できるようなもの、それを考えていきたいと考えてございます。

古市会長： はい。その辺は定期モニタリングという話ではなしに、遮水壁をした場合、施工が完了したか、性能がそれを満たしているかどうか、つなぎの部分はどう

なっているかとか、そういうことはきっちり施工完了の時にチェックされるということですね。

そういうことでよろしいですか。

はい、ありがとうございました。

それでは、資料3につきましていかがでしょうか。マニュアルにつきまして。

青森方面だけでなく、今度八戸の方に輸送をするということで、少し運搬の撤去のマニュアルを見直したということですね。今日、これ、御意見をいただいて完全なものとして会議後に修正したものをお送りいただけということですね。将来的に変更されるんでしたらね、バインダー方式ぐらいにさせていただくと楽なんですけれどもね。よろしくお願いします。

何かご質問、ございませんでしょうか。

ございませんか。無ければ、1、2、3全部通して何かご質問ございましたら。

長谷川先生、お願いします。

長谷川委員： 資料の2なんですけれども、先ほど西垣先生からあったのと私は逆で、場内、埋め立てている中での水位、果たしてこのような止水壁を造ったわけですから当然処理するために浸出水を持っていても、それは今までの井戸の水がどう変化しているかというのも重要かと思うんですね。そういう点で言うと、先ほどのご説明ですと場内は掘削して除去するので、あまり水質は問題に、水質はいいんですけれどもね、水量がどうなっているかについてある程度把握する必要がある。そうしますと、私は上下関係とか流れがよく分かりませんが、例えばア-7とか8とか、ア-3とか、下流の方の地点の水位変化も取っておいた方がいいんじゃないか。例えば、今までの水位に比べると降雨などによって増えてきた時にはそれなりに対処しなければならないと思いますから、そういう点も必要じゃないかと思うんです。そこら辺については現在では何かなさっているのかどうか。もしなさってなければそういうことも調べられていった方がいいと思いますけれども。

古市会長： 今、長谷川先生がおっしゃったのは、場外ではなく場内の、閉め切ることによって水位が上がってくるじゃないかということですね。それに対しての配慮が何かございますかということなのですが、いかがでしょうか。

鎌田対策監： 現在も採水する時には必ず水位を測っています。ですから、年に何度かの定期モニタリングの時にはそれを測っていきながら、そうすると傾向を観ることができますよね、どうしても。ですから、それは井戸がある限りはやってい

きたいと考えています。

古市会長： ちょっと私の方から言わせてもらっていいですか。

前回、境界から、岩手県の方から流量が、地下水が流れてくるというお話をしましたよね。場合によったらその量が200トン/日以上を超える場合もあるかも分からない。そうすると、150トン処理して50トン足りないわけですよ。そうすると増える可能性もあるわけですね。そういうようなことに対して、将来の計画みたいなことは考えておられるのでしょうかという意味合いもあるんでしょう？

代わりに言わせていただきましたけれども。

それはどのようにお考えですか。要するに、境界内で、境界を通して岩手県側から流入する地下水なり表流水ですね、そういうものに対しての予測、対応策みたいなことはどうお考えでしょうか。

鎌田対策監： 今のところ、まず我々が下の方の水処理施設で150トン/日を考えております。またそれを処理するつもりでありますし。県境の部分から、東側から入ってくる部分、それがどのくらいあるのかというのもこの間の説明ではすごい幅がありました。そういうことからいって、いずれにしてもあちらから入らないように、今、岩手県の方に、岩手の方でいろいろと国と協議しているという話を聞いていますので、それでそれを見ながらいろんな対策を講じていきたいと考えています。

古市会長： そうですか。それに関しましては岩手県と国が、関係者の方が協議されると、何らかの対策を講じてくれるだろうということですね。

鎌田対策監： そういうつもりであります。

古市会長： 長谷川先生、よろしいですか。増えるようだったらまた御意見いただきたいと思えます。

他にございますでしょうか。時間としては大体報告事項についてはいっぱいなんですけれども。最後に誰がお一人。

川本先生、お願いします。

川本委員： 資料1のモニタリングの関係で、方法の確認なんですけれども、2ページ目の大気汚染物質のモニタリングで上郷地区ですか、A-2という地点で年4回、各回連続1週間とあるんですが、これはこの調査項目について連続して1週間

やっているという理解でよろしいんですか。

そうすると、何か小さなハウスか何か建てて、そこに計測器を置いてやっているんですか。

古市会長： いかがでしょうか。

鎌田対策監： ハウスというか、飯場みたいなのがありますよね、あれを持ってきて、中に機械を設置して1週間やっております。

川本委員： そうですか。3番目の有害大気汚染物質の方は、これは工程表だと24時間か何かでしたでしょうか。

鎌田対策監： そうです、24時間やっております。

川本委員： そうすると、1ページ目の水質の方は、これはスポットと言いますか、その日その時間で採水をして。

鎌田対策監： スポットになります。

川本委員： そういうことになるんですね。分かりました。

ちょっと一つ思うのは、この水質項目の中で連続的にモニタリングできる項目ということ言うと、電気伝導度だろうと思うのですが、そういう連続的なモニタリングが必要かどうかという議論はまたあると思うんですけど、重要な場所ぐらいはそういうものを設置して、と言っても電源の問題があると思うんですけどね。

鎌田対策監： この電気伝導度につきましては、今、会長の方からお話ありました県境部分、岩手県との県境部分の5本の井戸については連続測定しております。

川本委員： そうですか。分かりました。

古市会長： はい、ありがとうございました。

以上、報告事項としましての資料1～3につきましてはこれで一応終わりたいと思います。

それでは「その他」の事項で、先ほど皆様に見ていただきました、視察していただきました浸出水の処理施設ですね、柳田さん、工藤さんの方から、「立派

な施設ができて大変結構なことです」というお褒めの言葉をいただいておりますが、これに関しまして何か、現場ではなかなか質問いただく時間がなかったのも、何か質問事項とか要望事項、コメントですね、ございましたら活発にお願いしたいんですけども。

福士先生、お願いします。

福士委員： 見学をいたしましたのですが、非常によくできていまして、きちんと動けばまず大丈夫だろうという感じはいたしました。ただ、今のところ具体的な実績データが動いたばかりでございませぬので、まとまり次第、早め早めに各委員の方に出していただけたらと思うんですね。特に、稼働の初期というのは非常に心配ですので、できるだけ早め早めにまとめられて。次のこの会まで待つと2ヶ月後とかになってしまいますので、ある程度まとまったら是非委員の方に出すなり、よかったら公表していただきたいというのが一つです。

それから関連いたしまして、今日の説明で説明はよろしいんですが、もうちょっと各処理のプロセスの基本的な仕様と言いますか、スペックだけでもいいですから委員には全部オープンにしていだきたい。例えば、活性炭であれば容量がどのぐらいになっていて、通過するスピードがいくらで滞留時間がいくらとか、あるいは凝集剤でしたらどんな凝集剤で、今日はありましたけれども、どのぐらい普通は入れているとか、それから空気を出しているのであれば空気の流量とか、そういったエッセンスだけで結構ですので、何かざっと箇条書きでも出していただいた方がいろいろな判断にその後役に立つと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

古市会長： はい。福士先生、要望ですよ、2点ね。1点目は、何らかの試験処理結果について速報値を委員にご連絡下さいということと、それと施設を見せていただきまして、その前に模擬的な、試験的な、模型的なものがあって非常に分かりやすかったんですけども、その場でいろいろサンプリングできるような形になっておりますので分かりやすいことは分かりやすいんですけども、この委員の先生方は専門家もおられますので、きっちり、どういう装置が入っていてどのように稼働しているのかということを知りたいと思ひますので、その辺のスペックについてはご連絡下さいということです。

よろしいですか、鎌田さん。お願いします。

宇藤さん、お願いします。

宇藤委員： すいません。私も関連した意見ですが、膜モジュールとか活性炭のことでお話をございましたが、活性炭は1年に1回の交換ができますが、モジュールは

10年間しかもちませんよということで、10年間ぐらいしかもちませんよというお話だったと聞いておりますので、そこら辺、もう少し分かりやすく。本当に10年間だとちょっと心配だなという気が私はいたしました。

古市会長： この辺の性能取り替え時期とかいうのについて技術的なことは誰に説明していただければよろしいですか。

説明者の方で、ここで代わりにしていただいたら。じゃあくボタの寺尾さん、よろしく願いいたします。

たびたび出ていただきますが。

寺 尾： ご指名ですのでご説明させていただきます。

まず、活性炭は大体そういう頻度でやるのが普通でありますけれども、膜に関しまして、いろんな膜がありまして、セラミック、あそこで使っているのはセラミックの膜なんですけれども、有機の膜でありますとか、中空芯の膜でとか、いろんな膜があるんですけれども、10年もつというのは非常に長い膜、長持ちする膜でありまして、普通の膜でありますと本当に1年とか2年とかで交換する膜が普通なんです。ですので、あのセラミックは特に長持ちする膜という形で、10年ではちょっと心許ないと言われてしまうとどうしようもないのでありまして、非常にまず長持ちする膜を入れている、膜の中では長持ちする膜を入れているという認識でいていただきたいなと思うんですけれども。

古市会長： その辺ね、2点問題があると思いますね。10年間もつという性能保証はどういう根拠でやっているかというのが1点目。2点目、10年は短いとするとどのくらいの頻度でやって、目詰まりしてなければ問題は無いんですけれどね、その辺の取り替えの安全保障というかね、その辺の仕組みをどう考えるか、その2点、補足してくれませんか。

寺 尾： 他の膜の比較と大体寿命、それぞれがどれぐらいもつか、そしてセラミックの膜の実績について資料をまとめますので、次回でもよろしいでしょうか。

古市会長： 結構です。

寺 尾： まとめさせていただきますので、それをご覧いただきたいと思います。よろしく願いします。

古市会長： その性能と維持管理の仕方みたいなもの、交換とかね。その辺もよろしく

お願いします。

寺 尾： はい、分かりました。

宇藤委員： それと監視室でそれをご覧になっていると、そこが作動していないとかそういうことも監視室の中で分かりますか。

寺 尾： 分かります。膜の出口に濁度計とかを付けますので、放流水の濁度とかを常に監視しておりますので、それで濁度が今までずーっと低かったのに増えたとか、少し上がったとかになるとすぐ点検に行けるようになっておりますので、その辺は常時監視できますので大丈夫です。

宇藤委員： 私はあまり専門的なのは分からないので、安心して、あんな立派な建物を建てていただいたので、私達も安心して見守っていきたいという気持ちから意見を述べさせてもらいました。ありがとうございました。

寺 尾： ありがとうございます。

古市会長： はい、どうもありがとうございました。
他にいかがでしょうか。
川本先生、お願いします。

川本委員： 水は大変綺麗になるのは間違いないと思うのですが、水の中に含まれているいろいろな汚れが最終的に汚泥という形で固形物になって、それが他に運ばれていくことになるんだろうと思うのですが、汚泥が平均1日100m³の水を処理してどのくらいの量出のでしょうかということと、その汚泥は、以前の資料にあったかもしれませんが、どこできちんと処理してもらっているのかという2点についてお尋ねしたいと思います。

古市会長： はい。汚泥の発生量とその処理の仕方、この2点についてお願いします。
またまた恐縮ですが、寺尾さん、よろしくお願いします。

寺 尾： まだ処理を始めたばかりですので、汚泥が定常的に出ているわけではありませんので、現在の計画値なんですけれども、計画処理水質で処理しまして、1週間に6m³ぐらいの汚泥が発生します。脱水ケーキとして6m³の汚泥が発生します。それは青森県内の業者さんに委託しまして焼却処理するという予定に

しております。

古市会長： はい、川本先生、よろしいですか。
他にいかがでしょうか。西垣先生、どうぞ。

西垣委員： 土木的な話なんですけれども、外部に取水ピットが二つございましたけれども、あそこの法面の止水、それは何かシートを、白いシートを敷かれたと思うんですけれども。我々ある所でやっています、大風が吹いた時に木の枝とかその辺がシートにどンドン突き刺さってきてシートを破ってしまう、水より上の部分ですね、特に。そういうことが起きたことが何回もありますので、その辺少し気を付けていただければと思いますね。

古市会長： どこの部分とおっしゃいましたか？

西垣委員： 一番最初の流入しましてから、その次に取水ピット1、取水ピット2というのがあり、そこがございます。後の洪水対策はパックコンクリートか何かを打っておられたからあれは大丈夫じゃないかなと思いますけれども、あのシートのところ、どうなっているのか私ちょっと分からなかったんですけれども。

大日向副参事： 浸出水処理施設の方は、基本的にゴミとかそういう物を押さえるような形、それが一番上にこれから集水ピットができます。そちらの方である程度除去できる計画となっています。ですから、流下してくるゴミとかほとんど入ってこないと思います。遮水壁の上に、さらに浸出水の集水ピットと雨水の集水ピットの2つができます。そちらの方で、今の計画ではある程度そういうものが全部除去できると。それはあとでまた遮水壁の構造の時に必要であればお話ししたいと思います。

ですから洪水の時にささるといのは、今雨水と浸出水を分けていますので、白いシートののっているのは浸出水の方でして、雨水の方は、パブリマツトというマット形式のコンクリートなんです。ですから、西垣先生が心配なさっているほどではないかと思えます。

西垣委員： 今日見せて頂いた浸出水の貯留池がございますね。あそこの法面がですね、ぐるりの木が風でささることがあります、ということなんですけれども。

古市会長： 例えばそれはどのように対策されるのですか。

西垣委員： 我々のときは単にラバーで止めていたんですけれども、水より上の部分だけは、風で木の枝がささりこまないような覆いをつけておけば十分だと思いますけれども。

古市会長： 一番上のところはささりやすいと。最終処分場でもそうなんですけれども、シートを破って浸出水がリークするという問題はあります。

大日向副参事： 参考にさせていただいて、検討させていただきたいと思います。

古市会長： コメントということでご検討ください。
大体時間が来たようなんですけれども。
はい、相木さん、どうぞ。

相木委員代理： 相木でございます。代理で参りました。県の方をお願い申し上げたいと思います。

まず、お礼を先に申し上げたいと思います。全量撤去に向けて、各種工事が着々と進んでいる事について大変ありがとうございます。今日見させていただきました施設についても、早くに、先ほど柳田委員がお話ししたとおり、消費者の方にどんどん見せていただければというお願いでございます。

次に要望でございます。これは、昨年8月12日に、室長様あてにお願いした事項の中に、こういうふうな事があったんですが、その回答がまだ得られていないように聞いております。

ちょっと申し上げます。青森R E Rが中間処理した廃棄物の最終処分はどのようになっているのか、その実績を知らせることになっていたようでございますが、まだ回答をいただけていないように聞いております。具体的にはもうご承知かと思いますが、リサイクルできるとは考えられず、最終処分量は中間処理のための搬入された廃棄物のうちどのくらいの割合になるかと、最終処分はどのような種類が、誰がどのように、どこで行ったのか知らせて欲しいということの要望事項でございますが、この点について後ほどで結構でございますから回答をいただきたいなと思っているところでございます。

以上です。

古市会長： はい、ありがとうございました。

これにつきましては私の方でちょっと補足させていただいてよろしいですか。これは前回は質問いただいた中で、書面で質問されたんですね。ですから、この委員会で本来やるべき内容なのかどうかというのは議論が残ると思うの

ですが、何らかの県からのご返事がないということ、それは後ほどしていただくということにしまして、今の問題、非常に本質的な問題。冒頭私が申し上げましたように、要するに廃棄物、県内における廃棄物、有害廃棄物を含めてそれがどのように流れていってどう処理されてどうリサイクルされているか、この辺のところをしっかりと押さえないと出てこない。青森R E Rに持っていかれたこの不法投棄された現場の物でも、あそこではそれだけ処理しているわけじゃないですから収支が採れない。処理場においてガス化溶融をやっているにしてもね、いろんな所が入ってきている可能性があるし、出て行くものも合わさっていると。そうだとすると、本当にここの不法投棄されたもの、それが特別のものであって、それが特別に処理しなければいけないということが本当なのかね、ということなんですよ。

だから、ここから持っていったものがR E Rに行ったら、そこにおいて新たな一つのリスク源と考えられているわけですよ。そうしたら、そこでどう適正に処理をするかという問題が生じる。これは青森県の中でどう適正に処理するかというお話なんです。

そうだとすると、やはりこういうイレギュラーに、イリーガルに不法投棄された物も廃棄物であるわけですね。日常的に出てきている県内での産業活動とかで出てきている廃棄物も廃棄物なんですね。これは適正に処理をしないといけないわけです。その適正に処理をするという管理する責任は県にあるわけですよ。

だとすると、県の廃棄物処理計画の中にそれをしっかりと位置付けない限り、施設の整備もできないし、その収支も採れないはずなんですよ。だから、私が申し上げたいことは、県境の不法投棄廃棄物のみに注目した議論をしているだけでは不十分ではないかと。県全体での廃棄物処理計画の中にこれをきっちり位置付けない限り、税金を投じている限り、それはおかしいのではないかと思うんですね。これだけに特別の予算がかかって、他のところでもしかしたら不適正にやられているかも分からない。それに対して適正な税金の配分がされていないとしたらこれはおかしいですよ。その辺の公平さというのがあってしかるべきだと思うんですね。

ですから、ここで、どこまでの範囲でその問題を考えるか。どこまで収支をとって。本当にR E Rで処理されて砂になったものがどうリサイクルされたままで管理されるということであれば、それはその責任を持ってここが管理するかどうかですよ。皆さんはそこまで責任を持っておっしゃっているのかどうか、ということもしっかり覚悟して議論をしないといけないと思うんですよ。

ということで、ちょっと問題が大きすぎますので、できましたら次回にこの所掌範囲で廃棄物の処理についても、当面は県境の不法投棄廃棄物について

の処理計画みたいなのが入っていますので、それをどうするかと言った時のその範囲について、どういうスタンスの中で、どういう枠組みの中でこれを考えていくのかということをし少し整理したいと思いますが、皆様それでよろしいですか、相木さん、それでよろしいですか。その中で、多分今おっしゃられたようなことも明確になってくると思うんですね。

よろしいでしょうか。

じゃあ県の方もそれでよろしいですか。ちょっと頭の痛い問題かもしれませんが、

堤室長 : いわゆる県全体の話と、政策と言いますか、哲学のお話になろうかと思いませんけれども、それにつきましては。

古市会長 : 哲学の問題じゃないんです。実質の問題です。

堤室長 : 今ちょっと言葉が足りませんでした。処理計画、実際に処理をどうするか、県全体、ここだけじゃなくて県全体としてどういった形でやっていくかというお話かと思いませんけれども。今、先生がおっしゃったとおり、おっしゃったことはまさしくそのとおりだと思いますので。ただ、我々に課せられた仕事は今ここにある現場ということになっています。その辺につきましてはまた我々だけではなくて、実際担当しているセクションがございまして、そこもちょっと相談しながらまたいろいろと協議していきたいと。次回にこの場で検討していただくか、もうちょっと時間をいただいて検討させていただければと思います。

古市会長 : そうですか。必ずしも次回とは申し上げませんが、それについて何らかの姿勢を次回か次々回はおっしゃっていただけるわけですね。

堤室長 : 我々だけではちょっと判断しかねる部分がございまして、もう少し時間をいただいて検討させていただければと。会長さんともいろいろ相談させていただきながら、次回以降どうするかということについて検討させていただければと思います。

古市会長 : はい、分かりました。ありがとうございました。

堤室長 : それともう一つ、先ほど収入役さんからお話がありましたまだ回答が来ないというお話がございました。これは前回、この協議会にかけるべきものと

かけなくてもいいものという形で整理させていただいたと思うんですけども、まだ回答を申し上げない部分についてはこの協議会にかけなくてもいいものだろうと判断したものについてまだ回答させていただいてないのですけれども、ちょっと我々内部の事情もありまして大変申し訳なかったんですけども、回答させていただいていませんでしたけれども、早急に、来週にでも回答申し上げたい。先ほどご質問あった件だけではなくていくつかございますので、来週にでも町の方に回答申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

古市会長： はい、分かりました。R E Rの部分については1週間以内ということだと思います。

以上で今日の報告事項、審議事項は終わったわけなんですけれども、総括するまでもなくいただいた御意見、よろしゅうございますね。時間もございませんで、申し訳ないですけども、これで閉めさせていただきたいと思います。

どうもご協力ありがとうございました。

司会をそちらにお返しします。

司 会： 長時間にわたりまして、古市会長には議事進行、そして委員の皆様にはご協議をいただきまして、大変ありがとうございました。

なお、次回の協議会でございますけれども、7月30日の土曜日に開催を予定してございます。日時とか会場につきましては決まり次第各委員の皆様に変更でご連絡申し上げますので、よろしく願いしたいと思います。

古市会長： すいません。この予定でやりますとういことなんです。

司 会： 冒頭に申しましたとおり、基本的にこの日程で進めて参ります。まだ次回につきまして、会場とか決まっておられませんので、改めて時間と会場については追って連絡するという事を申し上げました。

よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして第8回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。